

令和5年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和5年12月11日(月) 午後2:00~3:00
2. 場所 : 都市農村交流センター美郷館和室
3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
職務代理	1	谷地村 久人
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (2人) 2番佐藤哲 会長日向將行
5. 会議書記 事務局主事 服部 奨
6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第28号

農地法適用外証明交付申請の承認について

日程第4 議案第29号

農業経営改善計画の認定に係る意見について

日程第5 議案第30号

新郷農業復興地域整備計画の変更に係る意見について

(令和5年第12回総会)

議長	<p>本日は時間短縮のため、新郷村農業委員会憲章の唱和は省略します。</p> <p>本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第12回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議事録署名委員には5番佐藤久美子委員並びに8番工藤委員を指名します。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	朗読と説明
議長	<p>日程第3議案第28号農地法の適用外証明交付申請の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第1号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>2ページをお開きください。</p> <p>議案第28号、農地法の適用外証明交付申請の承認についてご説明いたします。</p> <p>本案は、令和5年第11回総会にて承認されました農地法の適用外証明関係事務処理要領に基づく申請です。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>申請者は、現在、親の代に譲り受けた農地と代々所有していた農地を資材置場として使用しており、自身は資材置場として使えると誤認していました。</p> <p>現状にあわせた地目に変更したいと考えたため、今回申請されたものです。</p> <p>申請書、現地確認書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番下村委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第28号、受付番号第1号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は、所有者の親が資材置場として使用していたため、実情に合わせたものに現状</p>

	<p>を是正したいと申請があったものです。</p> <p>農地以外になってから、20年以上の長年月を経過した土地であり、その間営農に影響のある問題が出ていないことから、農地法の適用外証明の交付は問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第1号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4議案第29号農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをお開きください。</p> <p>議案第29号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和5年12月4日付け新農林第252号農業経営改善計画の認定に係る意見について、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき申請があつたため、農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>今回の申請は2件でいずれも再認定です。</p> <p>それぞれ、農業経営改善計画認定申請書を添付しているので参考にしてください。</p> <p>以上で議案第29号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を番から報告を求めます。
事務局	<p>議案第22号、受付番号第29号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>所有者は労働力不足により耕作が難しい状況にあり、現在他の農地を契約している耕作者へ打診したところ、了承を得たため、農地中間管理機構を通して貸し付けするものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止 及び 景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第29号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第5議案第30号新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>整理番号5-1について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>18ページをお開きください。</p> <p>議案第30号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和5年12月4日付け、新農林第254号新郷農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会の意見を求められているものです。</p> <p>今回の申請は1件です。</p> <p>21ページをお開きください。</p> <p>整理番号5-1は集落に隣接する畠で一般住宅を建設するために申請されたものです。</p> <p>立地基準としては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地に該当しますが、不許可の例外により、集落に接続して設置される住宅になるため許可可能な農地となります。</p> <p>新郷農業振興地域整備計画の変更申出書、農用地区域の地図、申請地周辺の地図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で整理番号5-1の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>整理番号5-1を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号5-1は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和5年第12回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5年 12月 11日

議 長 日向 將行

署名者 佐藤 久美子

署名者 工藤 勉